

## 重度心身障がい者医療費の助成について(令和2年8月診療分から)

### ●対象となる医療費について

障害部位以外の診療(通常の風邪や虫歯の治療、訪問看護の医療費分等)であっても、保険診療であれば助成の対象となります。

### ●医療費の助成方法

令和2年8月1日から、入院・通院ともに、受給資格者証を病院・薬局等に提示してください。

今までのように福祉課に領収証を持ってきてもらう必要がなくなります。

※ただし、受給資格者証を提示しなかった場合や、宮崎県外の医療機関等で受診された場合は、下記1・2の現物給付方式が使えません。その場合は、償還払いになりますので、次頁の3をご覧ください。

#### 1. 入院の場合(現物給付方式)

受給資格者証を病院に提示してください。病院から請求される自己負担額(医療費についてのみ)が、1医療機関につき1,000円/月になります。

また、入院される際は、各保険者(国民健康保険、宮崎県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会等)において、限度額適用認定を受けてください。

#### 2. 通院の場合(現物給付方式)

※令和2年8月1日から、下記のとおり変更になりますのでご注意ください。

受診の都度、受給資格者証を病院や調剤薬局等に提示してください。

病院から請求される自己負担額(医療費についてのみ)が、1診療報酬明細(レセプト)につき500円/月になります。(調剤薬局分は自己負担額なし)

例①) ひと月の間に、3か所の医療機関を受診した場合

500円×3か所の計1,500円の自己負担になります。

例②) ひと月の間に、同じ総合病院内の内科と歯科を受診した場合

それぞれにつき500円ずつかかるため、500円×2か所の計1,000円の自己負担になります。

例③) ひと月の間に、1か所の医療機関を受診し、その処方箋で調剤薬局にて薬を処方してもらった場合

医療機関と処方箋を提出した調剤薬局を1か所としてみるため、500円のみ自己負担になります。

### 3. 受給資格者証を提示しなかった場合や、宮崎県外の医療機関等で受診された場合 (償還払い方式)

入院・通院ともに、医療機関等に受給資格者証を提示しなかった場合や、県外の医療機関等で受診された場合は、通常どおり医療費をお支払いください。

前頁の1・2の自己負担額を超えた場合、領収証(診療報酬点数の記載と証明印のあるもの)と印鑑を福祉課までご持参ください。後日、指定された口座に自己負担額を超えた分の医療費を振込みます。(申請書と請求書は役場にあります。)

※領収書の提出に代えて、病院で証明を受けた申請書を提出することもできます。

※診療月から1年を経過すると助成できませんので、請求はお早めをお願いします。

#### 【その他手続きについて】

##### ●年次更新手続きについて

毎年7月中に、8月分からの更新の手続き案内を文書にて郵送します。

- ・更新に必要なもの…保険証、みとめ印(受給者本人及び被保険者のもの)、重度心身障がい者医療費受給資格者証、所得証明書(1月1日以降の転入者、国富町外者のみ)

##### ●住所変更の手続きについて

国富町に転入、町内転居をされた場合は、住所変更の手続きが必要になります。

- ・転入の場合…身体障害者手帳または療育手帳、保険証、みとめ印、通帳、所得証明書
- ・転居の場合…身体障害者手帳または療育手帳、保険証、重度心身障がい者医療費受給資格者証・みとめ印

##### ●保険証・口座変更の手続きについて

保険証が変わった場合等は、変更の手続きが必要になります。お早めに福祉課にて変更手続きをお願いいたします。

- ・保険証が変更になった場合…新しい保険証、みとめ印
- ・振込口座が変更になった場合…新しい通帳(写しでも可)、みとめ印

##### ●重度心身障がい者医療の喪失の手続きについて

転出、死亡、手帳が非該当になったこと等により重度心身障がい者医療に該当しなくなった時は、喪失の手続きが必要になります。

- ・転出・手帳非該当の場合…重度心身障がい者医療費受給資格者証・みとめ印
- ・死亡の場合…重度心身障がい者医療費受給資格者証、相続人のみとめ印・通帳

重度心身障がい者医療費についてのお問い合わせ先  
国富町役場 福祉課 社会福祉係 電話番号:0985-75-9403